

## 4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号・第19条第1項・第28条第1項 関連)

### 1) 景観重要建造物

以下に示す建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

①地域の景観及び自然、歴史、文化、生活から見て価値のある建築物等。

(例：商業建築、民家建築等)

②その他の観点から見て価値のある建築物等。

(例：美術館等の文化施設、溶岩を活かした工作物等)

### 2) 景観重要樹木

以下に示す樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

①地域の景観形成の観点から価値のある樹木及び樹木群。

(例：街角やアイストップに位置する樹木、鎮守の森等)

②その他の観点から見て価値のある樹木及び樹木群等。

(例：樹齢の高い樹木、特徴的な樹形の樹木等)

## 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針

(景観法第8条第2項第5号のイ 関連)

屋外広告物の表示・掲出に関しては、特に制限が必要な地区において、必要な制限を行うことにより、規制・誘導を図ります。

対象地区と制限の方針は次のとおり。

対象地区	制限の方針
屋外広告物誘導地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三島駅周辺においては、自然景観、都市景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・三島駅周辺においては、活力とにぎわいのある駅前を創造するために、魅力的なデザインに誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、自然景観、歴史景観を妨げないように配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、自然景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、できるだけ集約して、運転者、歩行者などに圧迫感を与えない配置、面積、数量などに誘導する。</li> </ul>
景観重点整備地区の区域内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺周辺の地区においては、三島らしい水辺と緑あふれる景観を妨げないよう配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、水辺の歴史、文化に配慮した形態意匠や色彩へ誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・商店街地区においては、歩いて楽しくなるような魅力的なデザインに誘導する。</li> </ul>
眺望地点からの主な眺望の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望地点から見られる富士山、駿河湾への眺望景観を阻害しない配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・形態意匠や色彩は、眺望景観や周辺の景観と調和したものとなるよう誘導する。</li> </ul>

具体的に運用を図る場合は、屋外広告物法第28条に基づき、市の屋外広告物条例を定めます。

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号のロ、ハ 関連)

景観上重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備・保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全・創出します。

また、景観法で定める景観重要公共施設の対象とならない、市が管理する公共施設については、景観重要公共施設に準ずる施設（以下、「準景観重要公共施設」と呼ぶ）として指定し、整備・保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全・創出します。

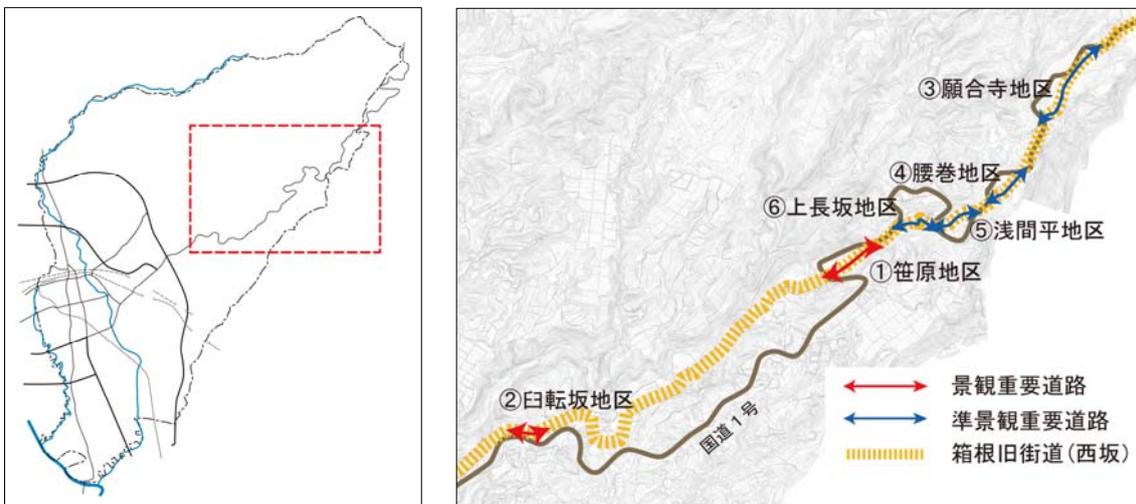
### 1) 景観重要公共施設等の名称

#### (1) 景観重要道路等

次の道路については、景観重要公共施設（景観重要道路）・準景観重要公共施設（準景観重要道路）として位置づけます。

名 称		区 間	延 長
箱根旧街道 (西坂)	景観重要公共施設	2 区間 ① 笹原地区（一里塚を含む） ② 臼転坂地区	約 0.6km
	準景観重要公共施設	4 区間 ③ 願合寺地区 ④ 腰巻地区 ⑤ 浅間平地区 ⑥ 上長坂地区	約 1.4km

※箱根旧街道（西坂）のうち①～⑥の区間及び錦田松並木が平成16年に国の史跡に指定されました。

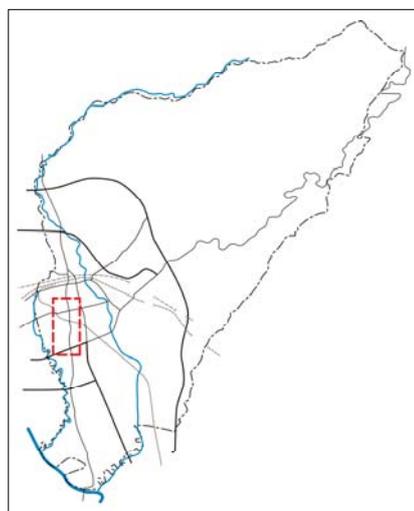


■景観重要道路等位置図

## (2) 景観重要河川等

次の河川については、準景観重要公共施設（準景観重要河川）として位置づけます。

名称	区間	延長
源兵衛川	楽寿園南側いずみ橋～ 中郷温水池北側よしず橋	約1.5 km



■準景観重要河川位置図



## 2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等

### (1) 景観重要道路等の整備・保全に関する方針等

#### ■箱根旧街道（西坂）

江戸時代当初に整備された東海道のうち、箱根旧街道（西坂）は伊豆と相模の国境、境木から三島宿までの3里9町の区間です。大正時代の国道1号の建設により、分断された状態で残されています。江戸時代の石畳が残るなど、歴史的な資産としての保存のため、その一部が平成16年に国史跡に指定されています。



また、富士山眺望に優れ、多くの詩歌が詠われています。

箱根旧街道（西坂）の景観やこれと調和した周辺の歴史的・文化的な景観を適切に保全・創出するため、景観重要道路及び準景観重要道路の整備・改修に関する方針を、次のとおりとします。

### ① 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・山中城跡や芝切地蔵堂、松並木など、歴史・文化資源との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、歴史的・文化的な景観の創出に配慮し、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ② 緑や眺望と調和する景観の保全・創出

- ・道路沿道の自然環境及び富士山・箱根などへの眺望景観との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、富士山等への眺望景観を阻害しないよう、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ③ 連続性のある美しい石畳景観の保全・創出

- ・道路舗装の改修の際には、既設の石畳と同タイプの敷石とするなど、連続性のある箱根旧街道の石畳の景観の保全に努めます。
- ・道路の除草や美化清掃など、適切な維持管理を推進し、美しい石畳景観の保全を図ります。

## （2）準景観重要河川の整備・保全に関する方針等

### ■源兵衛川

源兵衛川は、富士山からの伏流水が湧出する楽寿園内小浜池を水源として、三島市街地中心部を流れており、豊かな水と緑の景観を創出しています。

また、川沿いに散策路を配置し、沿川の宅地の庭など植栽も豊かで、三島石（溶岩）などの自然石を用いた素朴な親水空間は、人々に親しまれ、うるおいある生活環境を創出しています。



源兵衛川の景観を適切に保全するとともに、より美しい景観を創出するための準景観重要河川の整備・改修に関する方針を、次のとおりとします。

① 水と緑が豊かなせせらぎ景観の保全・創出

- ・源兵衛川の水質保全に努めるとともに、既存樹木などの緑や小動物が生息する自然環境の保全に配慮します。
- ・河川区域内の遊歩道や手すりなどの工作物の設置にあたっては、源兵衛川の河川景観との調和を図るよう、意匠、色彩、材質などに配慮します。

② 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・川沿いの寺社、あるいは時の鐘などの歴史・文化資源との調和に配慮します。
- ・護岸石に溶岩ブロックを使用するなど、三島市の歴史や風土にあわせた整備を推進し、三島市らしい河川景観の創出に努めます。

③ 連続し統一感のある景観の保全・創出

- ・鎌倉古道や河川沿いの道路など周辺の公共施設と調和した一体的な景観の保全・創出に努め、周辺景観の向上を図ります。
- ・護岸改修や遊歩道設置にあたっては、既設区間との調和に配慮し、連続した景観の保全・創出に努めます。

### 3) 景観重要公共施設等の許可の基準

#### (1) 準景観重要河川の許可の基準

準景観重要河川内において、河川占用の許可を行う場合の基準は、次のとおりです。

規模・形状は、源兵衛川の護岸や緑などと調和し、歩行者から見て大きすぎない規模、親しみのもてる形状・デザインとすること。

外観は、源兵衛川の護岸の溶岩や土、緑などの自然素材と調和する質感、色彩とすること。